

北海道新聞社代表取締役 村田正敏 殿

## 慰安婦記事についての公開質問状Ⅱ

平成 26 年 11 月 17 日、私共の公開質問状に応える形で貴社・北海道新聞は慰安婦問題に関する記事の検証結果と一部記事の取消し、読者に対する謝罪を紙面に掲載しました。新聞人として一定のケジメをつけられたことに対しては評価を致します。

しかしながら、それらの内容は道民として到底納得できるものではなく、かつ平成 26 年 10 月 23 日付け私共の質問状には、未だ回答を頂いていないことを申し上げなければなりません。

貴社は同年 9 月 12 日の社説で、朝日新聞の誤報について「記事を撤回し、責任者が進退に言及すれば済むものではあるまい」と厳しく指弾しました。そこで、改めてお尋ね申し上げます。

1. まず最初にお尋ねしたいのは、私共の連絡先に、質問への回答は上記紙面を以て応えた旨連絡がありました。私自身には質問状を差し上げました社長様からのご回答は頂けないと言う事なのでしょうか。
2. 前回質問の最も重要なポイントは、貴社による誤報や捏造と言わざるを得ない記事によって道民に誤った認識を広めたことに対する責任をどう果たされるのかと言う点にあります。責任の所在、誤報に至った経緯及び記事を 23 年間取消さなかった理由、「捏造」を認めるか否か、踏み込んだ見解を強く求めます。因みに、朝日新聞は社長が引責辞任するとともに一連の記事の検証を第三者委員会に付託し、その結果報告を公表しております。
3. 喜多記者の元慰安婦・金学順氏へのインタビュー記事（平成 3 年 8 月 15 日付朝刊）は、貴社自身が「女子挺身隊と慰安婦は別物」と認めた以上、虚報あるいは捏造記事として取り消されるべきではないでしょうか。
4. 平成 3 年 11 月 22 日付の青木隆直記者による吉田氏へのインタビュー記事は、内容の信憑性が薄いとして取り消されたにも拘らず、平成 4 年 8 月 13 日朝刊など、吉田氏の発言がそのまま載っている他の記事 4 本は何故取り消されないのでしょうか。
5. 平成 3 年 11 月 27 日付の喜多記者による記事—「韓国紙・東亜日報が一面トップ記事として紹介、韓国民に新たな衝撃を与えていた」は事実なのか虚報なのか見解を伺います。
6. 新聞のデータベースや縮刷版は、将来の研究資料や文献となる国民共通の貴重な財産です。改めるべきことは直ちに改め、あくまでも事実に立脚した正しい情報を子孫に残すことはジャーナリストの使命だと思います。今後それらにどのように対処するのか、お考えをお示下さい。

慰安婦問題は国際的に波紋を広げ、我が国の尊厳や先人の名誉を深く傷つけ、海外邦人の身を危険に晒し、今や外交問題に発展しております。このような国益を損ねる深刻な状況は 1 日も早く解消される必要があります。このためにも、以上の質問について誠意あるご回答を 2 月 12 日（木）までに頂きますよう要請致します。

日本会議 北海道本部理事長 田下昌明

(連絡先) 〒060-0004 札幌市中央区南 1 条西 8 丁目 10-3 第 28 桂和ビル 7 階

TEL (011) 209-3022 FAX (011) 209-3023 専務理事 武谷洋三